

# 連合東京 第4回オンラインセミナー 無期社員と有期雇用契約社員との均等均衡待遇について理解を深める

連合東京は、11月26日(木)に「働き方改革セミナー」を開催しました。このセミナーは、有期・無期契約労働者間の待遇の違いについて不合理か否かが争われた、大阪医科薬科大学、メトロコマース、日本郵便（東京・大阪・佐賀）の最高裁判決をふまえ、中小企業も来年4月から適用となる「同一労働同一賃金」について理解を深めるものです。

東京大学社会科学研究所の水町教授を講師に、10月に出された上記の最高裁判決を解説いただきました。今回の判決および先例のハマキョウレックスと長澤運輸の2判決から、最高裁の不合理性判断は、①正社員人材を確保・定着させるという使用者の目的をふまえ、それを重視して有期契約労働者への不支給も不合理でないという結論をとったもの（賞与、退職金）、②長期継続勤務の期待から継続勤務の確保を目的とした給付であるとして継続的な勤務が見込まれる有期契約労働者には同様の支給をすべきとしたもの（病気休暇、扶養手当）、③各労働条件の趣旨が有期契約労働者にも妥当するとして（その勤続期間等にかかわらず）同様の支給をすべきとしたもの（皆勤手当、無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当、年末年始勤務手当、年始祝日給、夏期冬期休暇）に分類されます。

連合東京として4回目となるオンラインセミナーでしたが、今回も多くのご参加をいただき、テーマに対する関心の高さがうかがえました。アンケートでいただいたご意見を参考に、今後も時宜にかなったテーマで、オンラインも含めたセミナーを開催していきます。